

## **[事案 2021-129] 入院給付金支払請求**

・令和3年12月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院期間の一部しか入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

膝半月板損傷、自律神経失調症等により約2か月入院したため、令和2年3月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして、入院期間の一部しか入院給付金が支払われなかった。保険会社は、外泊や外出を理由に給付金の支払いを拒否しているが、新型コロナウイルスの感染を危惧して自宅で入浴したかったこと、子供（乳児）に会うためやむを得ないものであったこと、医師の許可を得ていたことから、すべての入院期間に対して入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院給付金の支払いにおける入院該当性については、主治医の判断のみによってではなく、保険事故発生時の医学水準・医学常識に照らして客観的合理的に必要な入院といえるか否かによって決せられる。
- (2) 自律神経失調症の治療として、半月板損傷に伴う歩行不安の原因である歩行を回避するために入院環境が必要となる可能性もゼロではないとも考えられたため、顧客間の公平を害さない限りにおいて、一部入院給付金を支払ったが、以降は頻繁に外出をしており、約款所定の入院該当性は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、給付金の不支払期間の入院は、約款所定の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。